

令和4年7月25日

学生・教職員各位

学長(危機対策本部長) 仁科弘重

濃厚接触者の自宅待機期間の短縮について

濃厚接触者の自宅待機期間を感染者との最終接触日より7日間としておりますが、国及び県のオミクロンの特徴を踏まえた対応の見直しに伴い、令和4年7月22日より、濃厚接触者の自宅待機期間を感染者との最終接触日より5日間とし、2日目及び3日目の自主検査で2回とも陰性を確認した場合は、3日目の陰性確認後から自宅待機を解除可とします。なお、陽性者との最終接触日より7日間が経過するまでは、検査等自身の健康状態の確認を行うとともに、重症化リスクの高い方との接触、リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。

参考

感染者	所轄の保健所の指示が解除されるまで登学及び出勤禁止
濃厚接触者	次の ① または ② のどちらかの条件を満たすまで自宅待機。ただし、保健所から指示があった場合は、この限りではない。 ①陽性者との最終接触日から体調に問題なく5日間を経過する(最終接触日を0日目として、6日目に解除) ②陽性者との最終接触日から体調に問題なく、2日目及び3日目の自主検査で陰性を確認した場合は、3日目の陰性確認後から解除可 ※ただし、7日間が経過するまでは検温等自身の健康状態の確認を行うとともに、重症化リスクの高い方との接触、リスクの高い場所の利用や会食等は避けること